

第4次朝倉市男女共同参画推進計画

共に自立し支えあい みんなが輝く 朝倉市



令和4年3月 朝倉市

はじめに

わが国では、少子高齢化、人口減少、第4次産業革命による技術革新の進展、環境やエネルギー問題の顕在化、経済のグローバル化の影響など、社会情勢の変化に対応を迫られています。こうした変化に対応しながら、多様性と活力に富み、将来に希望を抱くことができる社会を築くためには、全ての人が、互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

本市においても、人口減少、少子高齢化など課題を抱えており、安定した人口構造を維持し、将来にわたって活力ある地域社会の実現が求められています。

平成19年4月に「第1次朝倉市男女共同参画推進計画」を策定し、同年12月に「朝倉市男女共同参画のまちづくり条例」を制定しました。「男女がともに自立し支え合い、個性や能力を発揮できる元気な朝倉市」をめざし第2次、第3次の推進計画の見直し、策定により、男女共同参画を推進する様々な施策に取り組んでまいりました。

今回の「第4次朝倉市男女共同参画推進計画」策定に向けて実施しました令和2年10月の市民意識調査では、固定的性別役割分担意識はある程度の改善が見られるものの、家庭や地域での場面において、男性に比べ女性が不平等感を感じており、また意思決定の場への女性の参画が進んでいないことなど、解決すべき課題が残っていることが分かりました。

さらに令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の拡大が、非正規雇用の多い女性の雇用や所得に大きな影響を与えており、貧困問題の広がり等に加えて、DV(ドメスティック・バイオレンス)や児童虐待の深刻化などが課題となっています。

市民の皆様や事業者等の方々との協働により、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に一層取り組んでいきたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、「男女共同参画に関する市民意識調査」やパブリックコメントへのご意見等を頂いた市民の皆様をはじめ、本計画策定に多大なご協力いただきました朝倉市男女共同参画審議会の委員の皆様、心からお礼を申し上げます。



令和4年3月

朝倉市長 林 裕二

■ 目 次 ■

第1章 計画策定の背景

1. 男女共同参画に関する国際的な動き 2
2. 国・県の動き 3
3. 朝倉市の取り組み 4

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的 6
2. 計画の性格 7
3. 計画の基本理念と基本目標 7
4. 計画の期間 7
5. 持続可能な開発目標 SDGs との関連 8
6. 計画の体系 9

第3章 基本目標と施策

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識改革 11
- 施策の方向 1 社会制度、慣行の見直し 12
- 施策の方向 2 子どもたちへの男女共同参画教育の推進 13
- 施策の方向 3 家庭や地域など、あらゆる場面での学習、啓発の推進 13
- 施策の方向 4 研修の実施 14
- 基本目標Ⅱ いのち・人権の尊重 15
- 施策の方向 1 配偶者等からの暴力等、あらゆる暴力の根絶 17
- 施策の方向 2 性差に基づく心身の健康支援 18
- 施策の方向 3 男女共同参画に関する苦情や人権救済措置の充実 19
- 基本目標Ⅲ 方針決定への男女共同参画 20
- 施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 20
- 施策の方向 2 地域社会の各種団体・組織での男女共同参画の推進 21
- 施策の方向 3 ロールモデルとしての行政職員の男女共同参画の推進 22
- 基本目標Ⅳ 家庭・地域生活・働く場での男女共同参画 23
- 施策の方向 1 男女が対等で責任を分かち合う家庭づくり 25
- 施策の方向 2 男女共同参画の視点に立ったまちづくり 26
- 施策の方向 3 女性の活躍推進と個人が能力を発揮できる就労環境づくり 26
- 施策の方向 4 仕事と家庭の両立支援 28

基本目標Ⅴ 推進体制の整備・充実	29
施策の方向 Ⅰ 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実	29
施策の方向 Ⅱ 行政内の連携	30
施策の方向 Ⅲ 男女共同参画センターの機能充実	30

参考資料

用語解説	32
朝倉市男女共同参画のまちづくり条例	35
男女共同参画社会基本法	41
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	46
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	57
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	69
朝倉市男女共同参画審議会委員名簿	72



第 1 章 計画策定の背景



1. 男女共同参画に関する国際的な動き

国連が提唱した「国際婦人年」である昭和 50（1975）年に、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、「世界行動計画」が採択されました。昭和 54（1979）年には、国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。

平成 7（1995）年には、北京において第4回世界女性会議が開催され、北京宣言及び行動綱領が採択されました。平成 12（2000）年には、ニューヨークにおいて女性2000年会議（国連特別総会）が開催され、行動綱領の進捗状況を検討、評価するとともに課題を明らかにし、一層の行動を求める政治宣言及び成果文書が採択されました。

また、平成 27（2015）年には国連で「持続可能な開発目標」（SDGs^{※1}）が採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて歩みを進めています。SDGs の 17 の目標の5つ目には「ジェンダー^{※2} 平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女兒のエンパワーメント^{※3}を図ることが求められています。

これらの世界的な動きの中で、日本の現状を見ると、世界経済フォーラムが令和 3（2021）年3月に公表したジェンダーギャップ指数^{※4}において、日本は世界156 か国中120 位となっています。

※1 SDGs…Sustainable Development Goals。持続可能な開発目標。世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し、「持続可能な社会・経済・環境」を目指す世界共通の目標。

※2 ジェンダー…人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中で社会的・文化的に形成された「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）という。

※3 エンパワーメント…「女性だから」という理由で直面する壁を取り除き、自分の人生を自分で決めながら生きるための力を身につける取組。

※4 ジェンダーギャップ指数…世界各国のジェンダー平等の程度を指数にしたもの。この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0 が完全不平等、1 が完全平等を示す。

2. 国・県の動き

国は、昭和 50(1975)年の「国際婦人年世界会議」「世界行動計画」を受け、昭和 52(1977)年に「国内行動計画」を策定し、昭和 60(1985)年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を批准しました。これを契機に、国際社会における取組と連動して、国内法や制度の整備が徐々に進められ、平成 11(1999)年6月には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、計画は5年ごとに見直しが行われており、令和 2(2020)年 12 月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。第5次計画では「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会」、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「SDGs の達成に向け、男女共同参画・女性活躍を分野横断的に主流化し、様々な主体が連携して取り組む社会」の実現を目指しています。

平成 19(2007)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたほか、「育児・介護休業法」の度重なる改正のもとに、育児や介護を担う労働者の仕事と家庭の両立支援が拡充されてきました。

さらに、平成 27(2015)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」、平成 30(2018)年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、各分野における女性の活躍推進が図られています。

また、女性に対する暴力の根絶に向けて制定された、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成 12(2000)年)や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV※⁵法)」(平成 13(2001)年)についても、その後の社会の要請に応じて、支援すべき対象や内容を拡充する等、法改正が重ねられています。

福岡県では、昭和 53(1978)年に「婦人関係行政推進会議」及び「福岡県婦人問題懇話会」、昭和 54(1979)年に「婦人対策室」が設置され、3 度にわたる「福岡県行動計画」による取り組みが行われ、平成 8(1996)年には女性の活躍の拠点として福岡県男女共同参画センター『あすばる』が開館しています。

また、平成 13(2001)年には「福岡県男女共同参画推進条例」は制定され、平成 14(2002)年に「福岡県男女共同参画計画」が策定され、平成 18(2006)年第 2 次、平成 23(2011)年第 3 次、平成 28(2016)年第 4 次、令和 3(2021)年には「第 5 次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

平成 18(2006)年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定され、平成 23(2011)年に第 2 次、平成 28(2016)年に第 3 次、令和元(2019)年に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害者から県民等を守るための条例」制定され、令和 3(2021)年に「第 4 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されました。

3. 朝倉市の取り組み

朝倉市では、平成 18(2006)年3月の合併後、7月に「男女共同参画推進協議会」を設置し、平成 19(2007)年3月に、平成 19 年度から平成 23 年度までの5年間を計画期間とした「第1次朝倉市男女共同参画推進計画」を策定しました。

平成 19(2007)年4月に、男女共同参画社会の推進を目指す施策を総合的かつ効果的に推進するため、「男女共同参画推進本部」及び「男女共同参画推進委員会」を設置し、全庁的な取組を進めてきました。平成 20(2008)年4月には「朝倉市男女共同参画のまちづくり条例」を施行し、条例に基づき、同年7月に「朝倉市男女共同参画審議会」を設置しました。さらに、男女共同参画苦情処理委員を設置し、苦情等申し出の処理体制を整備しました。

男女共同参画の進捗状況については、朝倉市男女共同参画審議会で点検・評価を毎年行い、答申を受けた事業実施報告書を公表しています。

また、平成 18(2006)年5月に女性に対する暴力に関する相談窓口として「あさくら女性ホットライン」を設置して相談体制を整え、窓口の周知や啓発を行っています。平成 24(2012)年3月に、平成 28(2016)年度までの5年間を計画期間とした「第2次朝倉市男女共同参画推進計画」を策定し、各種の施策に取り組んできました。

平成 29(2017)年度から令和 3(2021)年までの5年間は、「第3次朝倉市男女共同参画推進計画」に基づき、各種の施策に取り組んできました。令和 2(2020)年4月には、男女共同参画センターを設置し、新たにDV等の相談受付業務を開始しました。令和 2(2020)年10月には、朝倉市における男女共同参画意識について現状を把握し、男女共同参画推進計画の見直しの基礎資料を得ることを目的として、市民意識調査を行いました。

※5 DV(ドメスティック・バイオレンス)…配偶者や恋人など親密な関係にある(またはあった)者から振るわれる暴力。

殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力なども含まれる。

第2章 計画の基本的な考え方



1. 計画策定の目的

性別に関わらず、平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていく。そんな男女共同参画社会の実現が、21世紀の最重要課題の1つとなっています。

現代社会では、男性・女性の役割が個人ではなく、性別によって生き方、働き方が決定されてしまうことがあるため、法律や制度の改正が進められてきました。これからも教育や啓発の必要があります。社会的・文化的に作られた性別にとらわれず、全ての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる社会に向けて、取組が必要です。

本市では、男女共同参画のまちづくり条例や男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画の推進に努めてきました。

その中で、本市では男女とも「固定的性別役割分担意識^{※6}」が以前よりかなり解消しているということが、市民意識調査の結果からわかりました。「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合は、平成27年度の57.5%から令和2年度の73.9%に大きく増加し、家庭生活においても家事を担うのが妻中心という家庭は、減少傾向にあります。しかしながら、今後も男女双方の意識改革を図り、無意識に思い込んでいる「固定的性別役割分担意識」の解消に取り組むと共に、家庭での男性の家事・育児等への理解を促進していく必要があります。

第3次計画期間中に、男女共同参画推進拠点として、男女共同参画センターを開設し、DV等相談窓口の設置、相談体制の確立をしました。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、面接、電話による相談、中でもDVの相談件数は増加傾向にあり、女性に非正規雇用労働者が多い現状で、生活不安やストレスが助長されていることが伺えます。女性の生活困窮相談も増えており、DVや性暴力の根絶はさることながら、生活上の困難や人権課題に直面した人への支援が望まれます。また、近年の災害発生に伴い、防災体制、避難所運営等へ女性の参画と意見反映も必要とされています。

審議会等における女性登用率においては、令和3年度までに35%を目標値として掲げていました。平成28年度の30.3%から令和3年度の32.9%と微増していますが、選出母体の関係から女性委員のいない審議会も依然としてあり、まだ達成していない状況です。しかし、第4次計画の中で、できるだけ早期に40%以上を目指す必要があります。また、男女共同参画センター「あすみん」の認知を高める取り組みと活用を通じて男女共同参画推進の拠点として各種事業に取り組みます。

以上のことを念頭に置きながら、今まで以上に市民・事業者・議会・市などが連帯・協力して男女共同参画を推進するため、これまでの計画を継承する「第4次朝倉市男女共同参画推進計画」を策定しました。

※6 固定的性別役割分担意識…男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

2. 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、朝倉市男女共同参画のまちづくり条例第12条第1項に基づき、男女共同参画を具体的に推進する手段として策定するものです。

これまでの本市の取り組みとの継続性を保つとともに、さまざまな分野の取り組みを総合的かつ一体的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性、連携を図っています。

また本計画の「基本目標Ⅱ いのち・人権の尊重」は、DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画の性格を持つものです。

「基本目標Ⅲ 方針決定への男女共同参画」及び「基本目標Ⅳ 家庭・地域生活・働く場での男女共同参画」は女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画と位置づけています。

3. 計画の基本理念と基本目標

男女共同参画社会基本法の基本理念を踏まえながら、男女があらゆる分野において、それぞれに自立し、お互いが助け合い、性別に関係なくそれぞれの個性と能力を充分発揮し、ともに責任を担っていく男女共同参画のまちづくりをめざして、この計画の基本理念を「**自立し支え合い 個性や能力を発揮できる 元気な朝倉市**」とします。

また、基本理念を達成するため、次の5つの基本目標を設定し、これに沿って施策を展開していきます。

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識改革
- 基本目標Ⅱ いのち・人権の尊重
- 基本目標Ⅲ 方針決定への男女共同参画
- 基本目標Ⅳ 家庭・地域生活・働く場での男女共同参画
- 基本目標Ⅴ 推進体制の整備・充実

4. 計画の期間

第4次朝倉市男女共同参画推進計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等により、必要と考えられる場合は計画の見直しを行います。

5. 持続可能な開発目標 SDGs との関連

平成 27 (2015) 年 9 月の「国連サミット」において採択された持続可能な開発目標 (SDGs) のうち関連するものを示します。この計画の推進を通して、「SDGs (持続可能な開発目標)」の達成に貢献します。

本計画における5つの基本目標は、下記の持続可能な開発目標 (SDGs) と関係しています。

	目標1〔貧困〕貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標3〔保健〕すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標4〔教育〕質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5〔ジェンダー〕ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化 (エンパワメント) を行う
	目標8〔経済成長と雇用〕働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する
	目標10〔不平等〕人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標11〔持続可能な都市〕住み続けられるまちづくりを 包括的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標16〔平和〕平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17〔実施手段〕パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

6. 計画の体系

基本目標		施策の方向	具体的施策	SDGs 関連
基本理念 自立し支え合い 個性や能力を発揮できる 元氣な朝倉市	I 男女共同参画の視点に立った意識改革	1 社会制度、慣行の見直し	ア あらゆる機会を捉えた広報啓発や情報提供 イ 主体的にメディアを選択し、読み解き発信する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るための情報提供 ウ 行政広報・出版物の表現に関する配慮	
		2 子どもたちへの男女共同参画教育の推進	ア 保育所、幼稚園、学校、地域における男女共同参画教育の推進 イ 性別にとらわれない進路選択の指導の推進	
		3 家庭や地域など、あらゆる場面での学習、啓発の推進	ア 性別や年齢にとらわれない、男女共同参画推進のための学習への参加促進 イ 指導者の立場にある人や地域コミュニティ・各種審議会の委員等に研修会への参加促進 ウ 地域や各種団体・組織における慣習等の見直しの啓発 エ 国際的視野に立った男女共同参画の促進	
		4 研修の実施	ア 行政職員に対する研修実施 イ 指導的立場にある人や地域コミュニティ・各種審議会、委員等への研修実施 ウ 地域コミュニティ住民を対象とした研修実施 エ 補助金交付団体での研修実施 オ あらゆる機会を捉えた研修実施	
	II いのち・人権の尊重	1 配偶者等からの暴力等、あらゆる暴力の根絶	ア 相談窓口の周知や救済措置の充実 イ 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発、被害防止の啓発 ウ 学校、職場等でのセクハラ防止やDV・デートDV防止の啓発	
		2 性差に基づく心身の健康支援	ア 性差に基づく疾病や健康の情報提供・啓発 イ 性の多様性に関する教育・啓発 ウ 配慮を必要とする人への支援	
		3 男女共同参画に関する苦情や人権救済措置の充実	ア 男女共同参画苦情処理委員制度の周知 イ 相談窓口の周知	
	III 方針決定への男女共同参画	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	ア 各種審議会や委員会にクォータ制導入 イ 女性人材リストの整備 ウ 政治分野における女性活躍の促進	
		2 地域社会の各種団体・組織での男女共同参画の推進	ア 慣習にとらわれない、男女共同の役職選出の啓発	
		3 ロールモデルとしての行政職員の男女共同参画の推進	ア 女性職員の採用・育成、配置・登用拡大 イ 行政職員自身の固定的性別役割分担意識の改革・啓発 ウ 家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備促進	
	IV 家庭・地域生活・働く場での男女共同参画	1 男女が対等で責任を分かち合う家庭づくり	ア 男女がともに精神的、経済的自立をするための支援 イ 家庭内の固定的性別役割分担意識の改革	
		2 男女共同参画の視点に立ったまちづくり	ア 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の促進 イ 男女がともに参画し、生きがいと活力のあるまちづくりの促進	
		3 女性の活躍推進と個人が能力を発揮できる就労環境づくり	ア あらゆる職場における、男女の機会均等実現のための環境整備 イ 女性管理職の育成および能力発揮の支援 ウ 女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上 エ 女性の活躍推進に向けて就業支援・職業能力開発等の環境整備 オ 多様な働き方ができる労働条件の整備	
		4 仕事と家庭の両立支援	ア 仕事と家庭を両立するための環境の整備 イ 男女が対等に取得できる育児・介護休業制度の促進 ウ ひとり親家庭などに対する支援の充実	
	V 推進体制の整備・充実	1 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実	ア 関係団体などとの協力、協働、連携強化 イ 男女共同参画審議会との連携、男女共同参画推進計画の進捗状況管理	
		2 行政内の連携	ア 庁内の男女共同参画推進委員会の機能充実	
		3 男女共同参画センターの機能充実	ア 男女共同参画センターの活用・機能強化	

第3章 基本目標と施策



〔基本目標Ⅰ〕



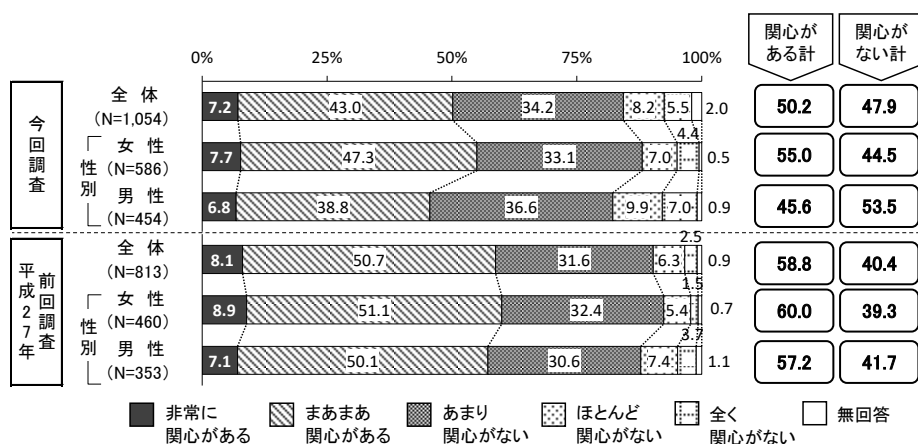
男女共同参画の視点に立った意識改革

男女共同参画社会とは、性別に関わりなく、個性や能力を活かして、自分らしく生きていくことのできる社会のことです。その実現のためには、男女が互いに尊重し、助け合うことが重要です。

「男は仕事、女は家庭」という、固定的性別役割分担意識が少しずつ解消されているものの依然として残っています。男女双方の意識改革をはかり、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス※⁷）への理解、あらゆる場において、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない教育や啓発に取り組みます。

※⁷ アンコンシャス・バイアス…自分自身は気づいていないものの見方やとらえ方の歪みや偽り。無意識の思い込みや偏見。

図Ⅰ 男女平等や男女共同参画への関心度

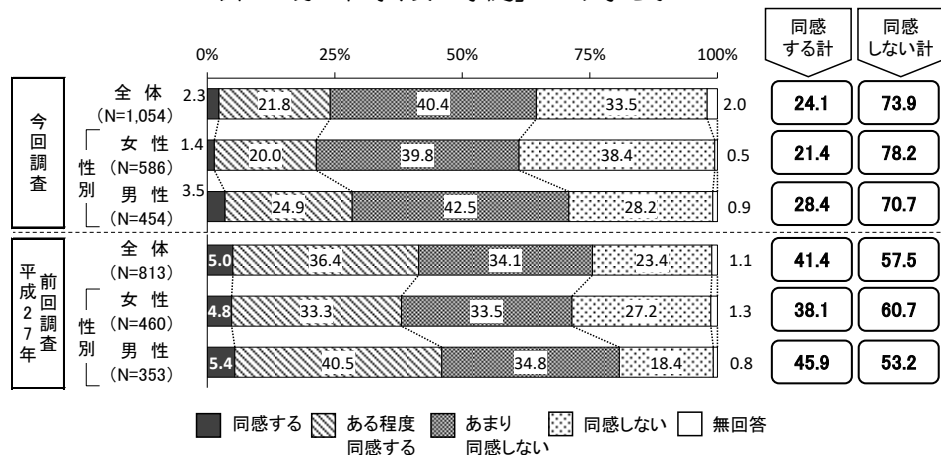


資料：朝倉市男女共同参画に関する市民意識調査(令和2年度)

※ 市民意識調査には性別を回答されていない方が含まれています。その為、男女の合計と全体が合わないことがあります。

男女平等や男女共同参画への関心度は、女性が5割半ばで男性よりも約10ポイント高いが、前回調査と比べ男女とも関心度は低くなっている。

図2 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：朝倉市男女共同参画に関する市民意識調査(令和2年度)

「男は仕事、女は家庭」に『同感しない』女性は8割弱、男性は約7割。前回調査より男女とも17.5ポイントと大幅に増加。

■施策の方向 | 社会制度、慣行の見直し

男女共同参画社会の実現を困難にしている社会の制度・慣行があることやその内容などについて、様々な機会をとらえて啓発し、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

■具体的施策・施策（事務・事業）

具体的施策		施策（事務・事業）		担当課
ア	あらゆる機会を捉えた広報啓発や情報提供	1	講演会やセミナー等による情報提供及び啓発	総合政策課 人権・同和対策課 文化・生涯学習課
		2	生涯学習の場等における問題提起	人権・同和対策課
イ	主体的にメディアを選択し、読み解き、発信する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るための情報提供	3	広報紙やホームページ・SNSを活用したメディア・リテラシーの必要性の啓発	総合政策課
ウ	行政広報・出版物の表現に関する配慮	4	表現のガイドライン（手引き）を活用した男女共同参画の視点からの行政広報物等の検討	全庁

■施策の方向 2 子どもたちへの男女共同参画教育の推進

男女共同参画社会の実現には、保育所や幼稚園、学校、地域において男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実が求められています。とりわけ、子どもの時からの発達に応じた教育・体験が大切です。

次世代を担う子どもたちの自立の意識を育み、男女共同参画への理解を深めるため、子どもたちへの男女共同参画教育を推進します。

■具体的施策 ・ 施策（事務・事業）

具体的施策		施策（事務・事業）		担当課
ア	保育所、幼稚園、学校、地域における男女共同参画教育の推進	5	保育所の職員に対する研修の実施	子ども未来課
		6	男女平等の視点に立った教育の推進	教育課
		7	保護者会などにおける男女共同参画の学習の推進	人権・同和対策課
イ	性別にとらわれない進路選択の指導の推進	8	性別にとらわれない職場体験等の実施	教育課
		9	性別にとらわれない体験活動の支援	文化・生涯学習課

■施策の方向 3 家庭や地域など、あらゆる場面での学習、啓発の推進

男女共同参画社会の実現には、家庭や地域において男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実が求められています。家庭や地域などあらゆる場における学習や活動の場面で、年代や状況に応じた男女共同参画を推進するための学習機会の提供や啓発を行います。

■具体的施策 ・ 施策（事務・事業）

具体的施策		施策（事務・事業）		担当課
ア	性別や年齢にとらわれない、男女共同参画推進のための学習への参加促進	10	健康教育、両親学級、出前講座などを活用した学習機会の提供	健康課
		11	出前講座等を活用した啓発	総合政策課

		12	地域のリーダーや社会教育関係者に対する、男女共同参画に関する学習や講演会の開催	人権・同和対策課
イ	指導者的立場にある人や地域コミュニティ・各種審議会の委員等に研修会への参加促進	13	審議会や協議会等の委員及び地域リーダー等へ、研修会等の開催案内及び参加促進	全庁
ウ	地域や各種団体・組織における慣習等の見直しの啓発	14	地域や各種団体・組織における慣例・慣行・慣習等の見直しの啓発	総合政策課
エ	国際的視野に立った男女共同参画の促進	15	国や県、団体等の国際交流関係事業の情報提供及び支援	総合政策課

■施策の方向 4 研修の実施

私たちの意識の中にある固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解・知識習得を深めます。

男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動のきっかけとなるような研修を実施します。

■具体的施策・施策(事務・事業)

具体的施策		施策(事務・事業)		担当課
ア	行政職員に対する研修実施	16	行政職員の意識啓発の研修の実施	人事秘書課
イ	指導的立場にある人や地域コミュニティ・各種審議会、委員等への研修実施	17	審議会や協議会等の委員及び地域リーダー等への研修の実施	全庁
		18	教職員に対する研修の実施	教育課
		5 (再掲)	保育所の職員に対する研修の実施	子ども未来課
ウ	地域コミュニティ住民を対象とした研修実施	19	地域コミュニティ住民を対象とした研修の実施	総合政策課 ふるさと課
エ	補助金交付団体での研修実施	20	条例に基づき補助金交付団体での研修の実施	全庁
オ	あらゆる機会を捉えた研修実施	1 (再掲)	講演会やセミナー等による情報提供及び啓発	総合政策課 人権・同和対策課 文化・生涯学習課

〔基本目標Ⅱ〕



いのち・人権の尊重

一人ひとりの人権が尊重され、心身ともに健康であることは、私たちの目指す男女共同参画社会の基本となるものです。近年、セクシュアル・ハラスメント※⁸やDV（ドメスティック・バイオレンス）などの被害が社会問題となっており、暴力被害の防止が求められています。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス※⁹）などのコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪等は一層多様化し、関係機関の連携や啓発が必要です。

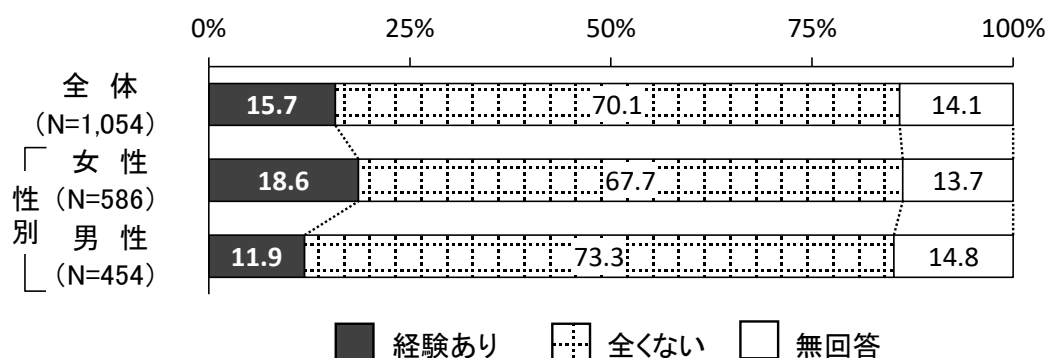
男女が互いに人権を尊重し、暴力を許さない社会づくりに努めるとともに、相談体制の整備や被害者の自立を支援する必要があります。

また、高齢の単身世帯や高齢者のみの世帯割合が増加しています。高齢者が生涯において自立し、尊厳をもち安心して暮らせるよう、高齢者や障がいのある人など、配慮を必要とする人へも人権尊重の観点からの支援をしていくことが必要です。

※⁸ セクシュアル・ハラスメント…主に、職場で行われる様々な性的いやがらせのこと。

※⁹ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）…友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

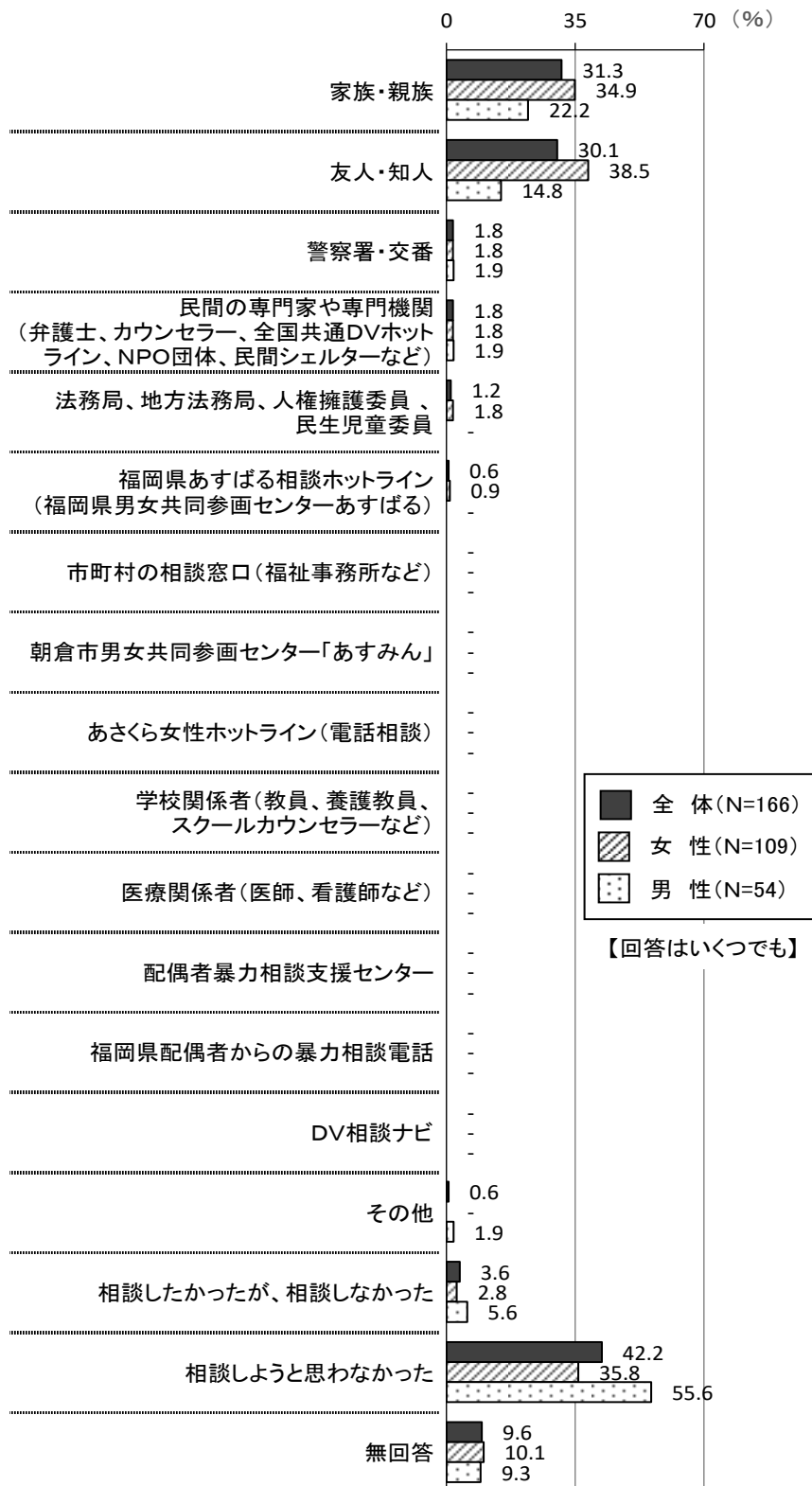
図3 ドメスティック・バイオレンスの経験〔性別〕



資料：朝倉市男女共同参画に関する市民意識調査(令和2年度)

DVの経験は女性で約2割、男性で約1割。具体的には「大声でどなる」「子どもや他人の前で侮辱したり、ばかにしたりする」などの精神的暴力が多い。

図 4 ドメスティック・バイオレンスの相談先[全体、性別]



資料:朝倉市男女共同参画に関する市民意識調査(令和2年度)

暴力を受けたことについての相談は主に「家族・親族」「友人・知人」で女性に多い。「相談しようと思わなかった」は女性が3割半ばで、男性が5割半ばと男性に多い。

■施策の方向 Ⅰ 配偶者等からの暴力等、あらゆる暴力の根絶

暴力は、重大な人権侵害であり、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず決して許されるものではありません。

近年は、デートDV※¹⁰を含むDV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪など、性に関連した暴力が問題となっており、被害者の多くが女性である実態があります。

DVに対する問題意識を高めるための啓発や相談窓口の周知など、防止対策に取り組む必要があります。女性に対する暴力はDVだけではなく、職場などで起こるセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性犯罪など人権を無視した行為についても取り組んでいく必要があります。特に、DVを防止するための予防教育は重要です。

平成 19（2007）年7月、DV防止法の一部改正法が公布され、平成 20（2008）年1月に施行されました。この法により、市町村においてもDVを防止するとともに、基本計画の策定が努力義務とされました。このことに伴い、第2次朝倉市男女共同参画推進計画から、基本目標Ⅱの「施策の方向 Ⅰ：配偶者からの暴力等、あらゆる暴力の根絶」をDV防止法第2条の3第3項の規定に基づく計画（DV防止に関する計画）として位置付けています。

また、市民、学校、事業所などと連携して地域活動の場、学校現場、就労の場などでのセクシュアル・ハラスメントやDVを防止するための啓発を行っていきます。暴力をなくすための取組として、相談窓口の周知や相談しやすい環境への配慮、相談員の資質向上など、被害者が安心して相談できる体制づくりをさらに進めることが重要です。

※10 デートDV…恋人間で生じる暴力のこと。

■具体的施策 ・ 施策（事務・事業）

具体的施策		施策（事務・事業）		担当課
ア	相談窓口の周知や救済措置の充実	21	DV相談と被害者に対する支援	総合政策課 福祉事務所 子ども未来課 介護サービス課
		22	各種相談窓口の周知、啓発	総合政策課 福祉事務所 子ども未来課 介護サービス課
		23	窓口でのDV対象者への対応の徹底	税務課 市民課 収納対策課
イ	配偶者等からの暴力防止に向けた啓発、被害防止の啓発	24	DV防止法等の周知と情報提供	総合政策課

		25	ポスターやパンフレット、広報紙等を活用した啓発	総合政策課
		26	DV 防止啓発セミナー等の開催及び案内	総合政策課
		27	相談員、職員の研修の実施	総合政策課 福祉事務所 子ども未来課 介護サービス課
		28	健康相談等によりDV被害の相談を受けた場合の関係機関との連携	健康課
ウ	学校、職場等でのセクハラ防止やDV・デートDV防止の啓発	29	商工会議所等を通じた市内事業所等への啓発協力依頼	商工観光課
		30	行政職員に対する人権研修	人事秘書課
		31	行政職員を対象とした相談窓口の周知・啓発	人事秘書課
		32	教職員を対象とした、セクハラ防止、DV・デートDV防止の研修や学習等による啓発、及び生徒を対象とした、両性の本質的平等の観点からの学習による啓発	教育課

■施策の方向 2 性差に基づく心身の健康支援

女性は、妊娠や出産のための身体的特性を有しているため、男性とは異なる健康上の問題に直面します。また、女性は自らの身体についての健康管理や、性と生殖に関することに自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を有しており、次世代へ生命を引き継ぐための重要な役割を担う女性のこの権利を、男女がともに尊重することは対等な人間関係の基本となります。このことを女性自身が自覚するとともに、女性と男性がより理解を深めていくための情報提供や啓発が必要です。

男女が互いの性と健康を尊重できるような教育・啓発は喫緊の課題であり、関係機関と連携して啓発を進めていきます。

■具体的施策 ・ 施策（事務・事業）

具体的施策		施策（事務・事業）		担当課
ア	性差に基づく疾病や健康の情報提供・啓発	33	性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の啓発	健康課

		34	検診受診の推進	健康課
イ	性の多様性に関する教育・啓発	35	LGBT※ ¹¹ などの性的少数者(セクシュアル・マイノリティ※ ¹²)の人権啓発と理解の促進	人権・同和対策課
ウ	配慮を必要とする人への支援	36	配慮を必要とする人への支援	人権・同和対策課

※11 **LGBT**…同性愛の Lesbian(レズビアン)と Gay(ゲイ)、両性愛の Bisexual(バイセクシュアル)、出生時に法律的/社会的に定められた自らの性別に違和感を持つ Transgender(トランスジェンダー)の総称で、それぞれの頭文字をつなげた略語。

※12 **性的少数者(セクシャル・マイノリティ)**…先天的に身体上の性別が不明瞭な人、身体上の性別と心の性が異なる性同一性障害の人、性的な意識が同性や両性に向かう人などを指す。

■施策の方向 3 男女共同参画に関する苦情や人権救済措置の充実

市が実施する男女共同参画のまちづくりに関する施策若しくは措置又は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情処理をします。また、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権が侵害された場合における被害者の人権救済措置の充実を図ります。

■具体的施策・施策(事務・事業)

具体的施策		施策(事務・事業)		担当課
ア	男女共同参画苦情処理委員制度の周知	37	広報紙やホームページ・SNS の活用による周知の充実	総合政策課
イ	相談窓口の周知	38	男女共同参画苦情処理の相談窓口の周知の充実	総合政策課
		39	関係機関との連携及び相談窓口の周知の充実	総合政策課

〔基本目標 Ⅲ〕



方針決定への男女共同参画

男女共同参画社会の実現には、男性、女性ともに市民が政策・方針決定の場に参画することが不可欠です。市では女性活躍推進法に定められた特定事業主行動計画に基づき、女性職員の管理職登用を進めるとともに、各種団体、設置する審議会などへの女性登用を促進させます。令和3年4月1日現在、女性登用率は、32.9%ですが、本計画では、国、県に準じて40%以上を目指していきます。

単に女性の比率を高めるだけではなく、女性自身が政策・方針の決定過程に参画していくためのエンパワーメントを促進していくとともに、条例等を改正して女性が積極的に参画していくための条件整備が必要です。

■施策の方向 | 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、審議会などあらゆる分野への女性委員の登用の促進に努めます。

また、委員として参加できる人材の発掘に努めるとともに、女性人材リストの活用による女性人材情報の提供や女性が参画しやすい環境づくりに努めます。

■具体的施策・施策(事務・事業)

具体的施策		施策(事務・事業)		担当課
ア	各種審議会や委員会にクォータ制※ ¹³ 導入	40	各種審議会や協議会等の委員選考時に女性委員の比率40%以上を目標とした取り組み(一方の性に偏らない。目標到達していない課については課ごとに指標を設定)	全庁
		41	各種審議会等への女性の積極的登用の啓発	総合政策課
		42	審議会等の女性登用状況の公開	総合政策課
イ	女性人材リストの整備	43	女性人材リスト事業の周知	総合政策課

		44	女性人材情報の収集、提供	総合政策課
ウ	政治分野における女性活躍の促進	45	政治分野への女性活躍の啓発	総合政策課

■市の各種審議会等における女性の登用状況

	平成 28 年 4 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日
審議会等の数	60	65
うち女性委員のいる審議会等数	49	54
のべ総委員人数	981 人	1,013 人
のべ女性委員人数	297 人	333 人
女性が占める比率	30.3%	32.9%
目標値	35.0%	35.0%

資料：総合政策課

※13 クォータ制…積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。

■施策の方向 2 地域社会の各種団体・組織での男女共同参画の推進

企業や市民団体などの方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、地域の企業やコミュニティなどの市民団体や組織が行う、男女共同参画を進めるための研修、女性リーダー育成などの取り組みを支援します。

■具体的施策 ・ 施策（事務・事業）

	具体的施策		施策（事務・事業）	担当課
ア	慣習にとらわれない、男女共同の役職選出の啓発	46	自治組織等への女性の参画の促進と、条件整備の啓発	総合政策課
		47	地域の総会や会議への女性の参画の促進、啓発	総合政策課

■施策の方向 3 ロールモデル^{※14}としての行政職員の男女共同参画の推進

行政職員は、子育て・教育、介護・医療、まちづくり等、住民生活に密着した業務を行うなかで、多様化及び高度化する行政課題に的確に対応していくには多角的な視野からの柔軟な発想が求められ、女性職員の活躍は不可欠です。市の女性職員の採用については39.1%（過去5過年度全職種平均）で推移していますが、管理職登用については10年前と比較すると進んでいるものの過去5年間は現状維持で、さらなる女性の積極的な登用が必要です。

あらゆる分野で男女共同参画を促進していくためには、行政が率先して市の政策・方針決定過程での女性参画を実践していく必要があります。市では男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現を目指して、各々の施策を推進します。

※14 **ロールモデル**…将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際など、自分自身の行動や考え方の規範となる（お手本となる）存在のこと。

■具体的施策・施策（事務・事業）

具体的施策		施策（事務・事業）		担当課
ア	女性職員の採用・育成、配置・登用拡大	48	女性職員の職域拡大	人事秘書課
		49	管理職への女性の登用の促進	人事秘書課
イ	行政職員自身の固定的性別役割分担意識の改革・啓発	50	行政職員自身のワーク・ライフ・バランスや生産効率向上達成など、男女平等意識を高めるための研修等への参加促進	人事秘書課
ウ	家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備促進	51	男性職員の育児等の参画の推進	人事秘書課

〔基本目標 IV〕



家庭・地域生活・働く場での男女共同参画

男女共同参画社会は、男女の労働者が、その従事している仕事に責任を持つと同時に、家族（育児や介護）に対しても責任を果たすことができるような社会です。

男性については長時間労働や転勤を前提とした働き方を求める労働慣行のため、家庭生活での家事や子育て、地域活動などにかかわる時間を確保することが難しい状況にあります。このことに加え、固定的性別役割分担意識等により、家事・育児や介護等における女性の負担が重くなっています。

平成 27（2015）年に女性活躍推進法が成立し、就労の場で女性と男性が対等に働き、意思決定の場に参画できるような環境を整えることが、事業所において求められています。また農業分野においては、女性も経営に参画し生活基盤を整えるとともに、地域を牽引していく女性リーダーを育成していくための研修の充実、ネットワーク化の推進も必要です。

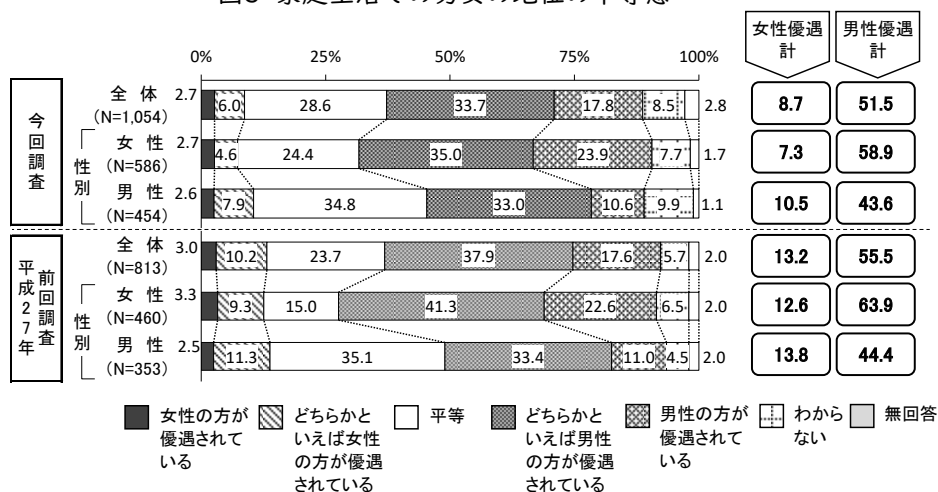
少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ※15の推進につながり、重要な意義があります。

それには法律や制度などの周知、男女共同参画に関する問題などの相談体制の整備、育児や介護など家庭生活と仕事の両立支援などを推進していくことが必要です。

企業や事業所においては、働きたい女性が働き続けられるようにするための支援や、男性も含めた働き方の見直しの理解や積極的な取り組みが不可欠です。そのためには企業や事業所に対し男女共同参画に関する啓発、支援を効果的に推進していくことが重要です。

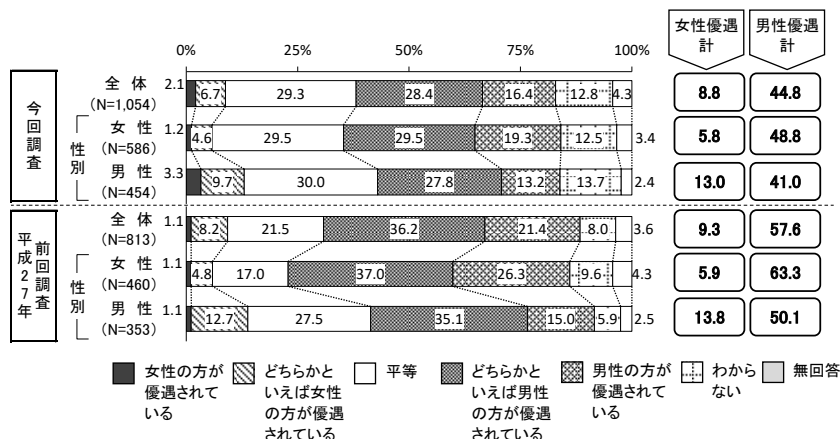
※15 **ダイバーシティ**…「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

図5 家庭生活での男女の地位の平等感



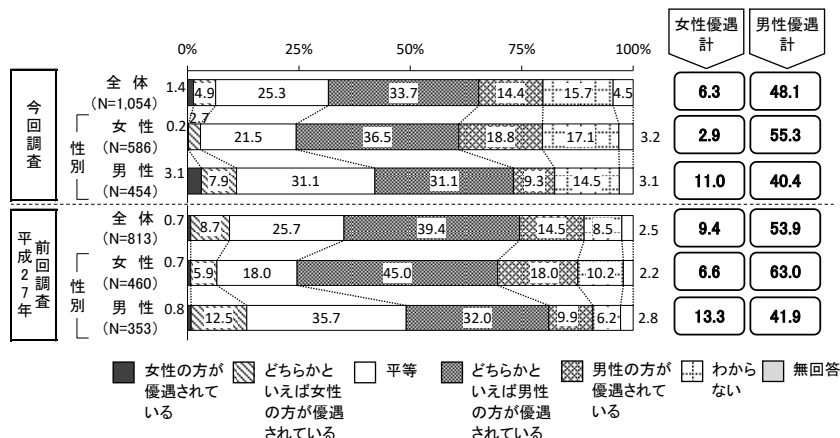
資料：朝倉市男女共同参画に関する市民意識調査(令和2年度)

図6 職場での男女の地位の平等感



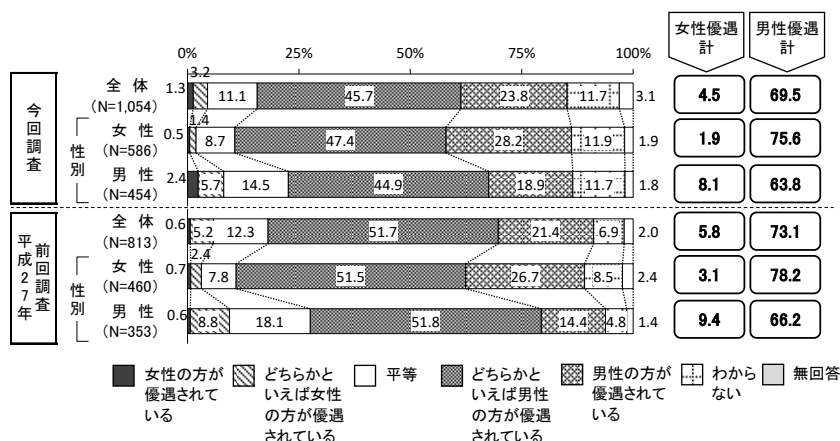
資料:朝倉市男女共同参画に関する市民意識調査(令和2年度)

図7 地域活動・社会活動の場での男女の地位の平等感



資料:朝倉市男女共同参画に関する市民意識調査(令和2年度)

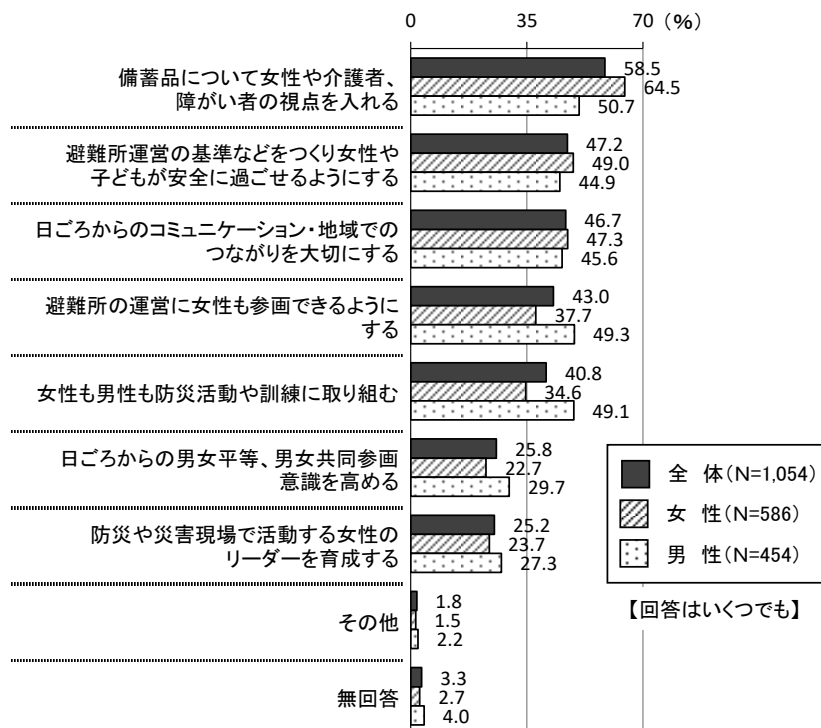
図8 社会全体でみた男女の地位の平等感



資料:朝倉市男女共同参画に関する市民意識調査(令和2年度)

男性優遇と考えている人は、「社会全体」では約7割、「家庭生活」「地域活動」では約5割、「職場」では4割半ばとなっている。「家庭生活」「職場」では前回調査よりも女性の『男性優遇』との認識はやや低くなっている。

図9 災害に備えるために必要な男女共同参画の視点



資料：朝倉市男女共同参画に関する市民意識調査(令和2年度)

災害に備えるために必要な男女共同参画の視点は「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」、次いで女性は「避難所運営の基準などをつくり女性や子どもが安全に過ごせるようにする」、男性は「避難所の運営に女性も参画できるようにする」となっている。

■施策の方向 | 男女が対等で責任を分かち合う家庭づくり

保育サービスなどの充実により子育てしやすい環境をつくるとともに、両立を推進するための講座などの開催や支援の充実により、男性の家事・育児への参加意識を高め、女性の就業支援を行い家庭生活と職業生活の両立への促進に努めます。

■具体的施策・施策(事務・事業)

具体的施策		施策(事務・事業)		担当課
ア	男女がともに精神的、経済的自立をするための支援	52	男女共同参画センターで実施する就業支援講座の充実	総合政策課
		53	保育サービスの提供・充実	子ども未来課

イ	家庭内の固定的性別役割 分担意識の改革	54	男性の家事、育児などの能力を 向上させるための支援・啓発	健康課 総合政策課
		Ⅰ (再掲)	講演会やセミナー等による情報 提供及び啓発	総合政策課

■施策の方向 2 男女共同参画の視点に立ったまちづくり

男女が参画しやすい環境をつくるため、地域活動や市民活動についての情報提供や啓発活動の充実に努めます。また、地域団体や市民団体における男女共同参画を推進する取り組みの支援に努めます。

全国的に近年発生している大規模災害等に備えて、防災や避難所運営への女性の参画がこれまで以上に求められています。

■具体的施策・施策(事務・事業)

具体的施策		施策(事務・事業)		担当課
ア	男女共同参画の視点に立 った地域コミュニティ活動 の促進	55	男女共同参画の視点に立った地 域活動の推進	ふるさと課
		56	地域コミュニティ組織において、 積極的に女性の参画を促進	ふるさと課
イ	男女がともに参画し、生き がいと活力あるまちづくり の促進	57	地域活動への男女の積極的参 画の促進	全庁
		58	防災・災害復興対策等への男女 共同参画の促進	総合政策課 防災交通課
		59	女性団体等への支援	総合政策課

■施策の方向 3 女性の活躍推進と個人が能力を発揮できる就労環境づくり

誰もが個人として能力を発揮する機会が確保されるよう、男女の均等な機会と待遇の確保に向けて事業者が取り組む働く場での環境づくり、働き続けながら育児や介護ができる職場環境の整備、男女間格差の是正など、事業所における男女共同参画の取り組みを支援するための情報提供や啓発を行います。

また、在宅勤務やSOHO※16等、仕事と家庭生活とのスムーズな共生ができるような、多様な就労形態の事例を紹介するなど、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくり促進のための支援をします。

※16 SOHO…企業に属さない個人起業家や自営業者などが、情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態のこと。

■ 具体的施策 ・ 施策（事務・事業）

具体的施策		施策（事務・事業）		担当課
ア	あらゆる職場における、男女の機会均等実現のための環境整備	60	国や県の行政機関等と連携し、商工会議所等を通じた労働基準法や男女雇用機会均等法などの周知・啓発の協力依頼	商工観光課
		61	国や県が行う事業や研修等の情報提供	商工観光課
		62	再就職希望者への情報提供	商工観光課
		63	女性農業従事者の就労と家庭生活両面の負担軽減、及び働きやすい環境整備のための情報提供	農業委員会 農業振興課
		64	事業所の男女共同参画推進状況の報告による啓発	総合政策課
イ	女性管理職の育成および能力発揮の支援	65	商工会議所等を通じた女性の能力開発・活用策等の情報提供	商工観光課
		66	職業能力や意識向上のための講習会等の情報提供	商工観光課
ウ	女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上	67	生産技術・経営に関する知識や経験修得のための情報提供	農業振興課
		68	家族経営協定※17の締結数の拡大及び締結内容の見直し、並びに締結後のフォローアップを目的とした協定農家間の情報交換等の促進	農業振興課
エ	女性の活躍推進に向けて就業支援・職業能力開発等の環境整備	69	新しい地場産業おこしと共生の意識づくりの推進	農業振興課
		70	労働相談窓口の紹介、労働相談会の実施	商工観光課
		71	ハローワーク、商工会議所等と連携したスキルアップのための研修・講座等の周知	商工観光課
		72	新規創業のための融資制度の情報提供や新規就農者の支援	商工観光課 農業振興課
		52 (再掲)	男女共同参画センターで実施する就業支援講座の充実	総合政策課
オ	多様な働き方ができる労働条件の整備	73	多様な労働形態の情報提供	商工観光課

※17 家族経営協定…家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

■施策の方向 4 仕事と家庭の両立支援

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、仕事と家庭生活の両立という面だけでなく、男女ともに、仕事に対する満足度や意欲を高める上でもっとも大切なものです。家庭生活における家事・育児・介護などへの男性の参加・参画を推進し、多様なライフスタイルに対応した子育て支援制度の促進、ひとり親家庭などに対する支援の充実に努めます。

■具体的施策 ・ 施策（事務・事業）

具体的施策		施策（事務・事業）		担当課
ア	仕事と家庭を両立するための環境の整備	53 (再掲)	保育サービスの提供・充実	子ども未来課
		74	放課後児童対策の充実	子ども未来課
		75	商工会議所等を通じたワーク・ライフ・バランスの啓発、並びに次世代育成のための行動計画の啓発協力依頼	商工観光課
イ	男女が対等に取得できる育児・介護休業制度の促進	76	商工会議所等を通じた育児・介護休暇、休業について、男女を問わず取得しやすい職場環境整備推進、及び制度活用促進の協力依頼	商工観光課
ウ	ひとり親家庭などに対する支援の充実	77	ひとり親家庭への子育て支援	子ども未来課 保険年金課
		78	ひとり親家庭への就労支援	子ども未来課



〔基本目標 V〕



推進体制の整備・充実

男女共同参画の推進に関して、市の推進体制（推進本部会議、推進委員会）と審議会が実施状況の点検評価を毎年確認しています。

■施策の方向 | 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

男女共同参画社会の実現のためには、本計画に掲げられた施策を着実に実施し推進していかなければなりません。男女共同参画審議会をはじめ、関係団体との協力、協働による連携を強化し、推進体制の充実を図ります。

■具体的施策・施策（事務・事業）

具体的施策		施策（事務・事業）		担当課
ア	関係団体などとの協力、協働、連携強化	79	国、県、他市町村、関係機関との協力、連携強化	総合政策課
		80	民間団体との連携強化と情報収集、提供促進	総合政策課
		81	男女共同参画推進の事業を個人や団体から公募し、実施を支援	総合政策課
イ	男女共同参画審議会との連携、男女共同参画推進計画の進捗状況管理	82	男女共同参画審議会の機能充実	総合政策課
		83	行政の男女共同参画推進計画の進捗状況の管理	総合政策課
		84	活用に向けて年度ごとの男女共同参画推進計画の実施状況の早期公表	総合政策課

■施策の方向 2 行政内の連携

庁内に設置する男女共同参画推進委員会の機能充実を図り、連携を強化します。

■具体的施策・施策（事務・事業）

具体的施策		施策（事務・事業）		担当課
ア	庁内の男女共同参画推進委員会の機能充実	85	行政全般の連絡調整と施策の推進	総合政策課
		86	男女共同参画審議会との連携	総合政策課

■施策の方向 3 男女共同参画センターの機能充実

男女共同参画に関する市民の活動を推進するための拠点として令和 2（2020）年 4 月に設置した「男女共同参画センター」の機能強化に向けて取り組みます。

■具体的施策・施策（事務・事業）

具体的施策		施策（事務・事業）		担当課
ア	男女共同参画センターの活用・機能強化	87	男女共同参画の事業推進	総合政策課



参考資料

用語解説

【あ行】 [アンコンシャス・バイアス]…P11

自分自身は気づいていないものの見方やとらえ方の歪みや偽り。無意識の思い込みや偏見。

[SDGs]…P2

Sustainable Development Goals。持続可能な開発目標。世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し、「持続可能な社会・経済・環境」を目指す世界共通の目標。

[LGBT]…P19

同性愛の Lesbian (レズビアン) と Gay (ゲイ)、両性愛の Bisexual (バイセクシュアル)、出生時に法律的/社会的に定められた自らの性別に違和感を持つ Transgender (トランスジェンダー) の総称で、それぞれの頭文字をつなげた略語。

[エンパワーメント]…P2

「女性だから」という理由で直面する壁を取り除き、自分の人生を自分で決めながら生きるための力を身につける取組。

【か行】 [家族経営協定]…P27

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

[クオータ制]…P20

積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。

[固定的性別役割分担意識]…P6

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的にわけろ考え方のこと。

【さ行】 [ジェンダー]…P2

人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中で社会的・文化的に形成された「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)という。

[ジェンダーギャップ指数]…P2

世界各国のジェンダー平等の程度を指数にしたもの。この指数は、経済、政治、教育、健康の 4 つの分野のデータから作成され、0 が完全不平等、1 が完全平等を示す。

〔女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)〕…P3

女性が仕事で活躍することを国・地方公共団体・企業が推進することを義務づけた法律。国・地方公共団体・301人以上の大企業は、社内女性活躍に関する状況把握、課題分析、課題解決のための数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表を行わなければならないとされている。

〔性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)〕…P19

先天的に身体上の性別が不明瞭な人、身体上の性別と心の性が異なる性同一性障害の人、性的な意識が同性や両性に向かう人などを指す。性的少数派、性的マイノリティともいう。

〔セクシュアル・ハラスメント〕…P15

主に、職場で行われる様々な性的いやがらせのこと。継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に相手の意思に反して行われる性的な言動のことを言い、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など様々な生活の場で起こり得るもの。

〔SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)〕…P15

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

〔SOHO(small office home office)〕…P26

企業に属さない個人起業家や自営業者などが、情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態のこと。

【た行】 〔ダイバーシティ〕…P23

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

〔男女共同参画〕…P2

男性と女性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できること。

〔男女共同参画社会基本法〕…P3

平成11(1999)年6月23日に公布・施行された法律で、男女共同参画社会実現のための基本的考え方と、国や地方自治体、国民、それぞれの役割と責任を定めている。また、男女の人権尊重や社会における制度または慣行についての配慮など男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定めている。

〔デートDV〕…P17

恋人間で生じる暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間の DV と同じ構図をもっており、力をふるう理由も原因も同じである。相手を思い通りに支配したり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方的に押し付けたりする「力と支配の関係」が根底にある。

〔DV(ドメスティック・バイオレンス)〕…P3

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある(またはあった)者から振るわれる暴力」という意味で使用される。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力なども DV (ドメスティック・バイオレンス)に含まれる。

〔DV 防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)〕…P3

配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者の一時保護や加害者を一定期間被害者に近づかせない保護命令制度などが規定されている。

【ま行】 〔メディア・リテラシー〕…P12

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

【ら行】 〔リプロダクティブ・ヘルス/ライツ〕…P18

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは性と生殖に関する健康と権利のことで、1994 年にカイロで開催の国際人口開発会議で提唱された概念。人々が政治的・社会的に左右されず、「子どもを持つ」「持たない」を決める自由、子どもの数、出産間隔、出産時期を自由に決定でき、そのための健康を享受できること、また手段を得ることができる権利のこと。

〔ロールモデル〕…P22

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際など、自分自身の行動や考え方の規範となる存在のこと。人は誰でも、無意識のうちにロールモデルを選び、その影響を受けており、その影響を受けながら成長するといわれている。

【わ行】 〔仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)〕…P3

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。ライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含んでいる。

朝倉市男女共同参画のまちづくり条例

平成 19 年 12 月 28 日

条 例 第 23 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 11 条)

第 2 章 男女共同参画のまちづくりに関する基本的施策(第 12 条—第 19 条)

第 3 章 男女共同参画苦情処理委員(第 20 条—第 29 条)

第 4 章 男女共同参画審議会(第 30 条・第 31 条)

第 5 章 補則(第 32 条)

附則

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等推進の国際的潮流の中で、国は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准や「男女共同参画社会基本法」を制定するなど、男女平等の実現に向けた様々な取組を実施してきました。

福岡県においても「福岡県男女共同参画推進条例」を制定及び「福岡県男女共同参画計画」を策定し、県、県民及び事業者が一体となって男女共同参画の推進に取り組んでいます。

本市においては、「朝倉市男女共同参画推進計画」を策定し、施策の取組を行っています。

しかし、市民の意識や社会通念、地域のあらゆる活動の場においては、男女の固定的な役割分担や性差別的な意識や行動がいまだに残っています。

さらに今日、急激な少子高齢化社会の進展など社会情勢の変化が急速に進み、それに対応できる社会の実現が強く求められています。

こうした状況を踏まえ、本市は男女が自立し、助け合い、性別に関係なくそれぞれの個性と能力を十分発揮し、共に責任を担っていく男女共同参画のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画のまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、「男女がともに自立し支え合い、個性や能力を発揮できる元気な朝倉市」を目標に、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利、非営利を問わず、事業を行うものをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の親密な関係にある男女間において、身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう(離婚又は婚姻が取り消された場合、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。))。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意思に反して行われる性的な言動(身体への不必要な接触、性関係の強要、性的なうわさの流布等)により、当該言動を受けた個人の尊厳を傷つけ、職場環境・生活環境を害すること又は当該言動を受けた個人の対応(拒否、抵抗等)に対して不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念として、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野において、市、市民及び事業者等が協働し、進めるものとする。

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行に基づく、性別による固定的な役割分担等を見直し、地域、学校、職場等の分野において、個人の能力を十分に発揮する機会や学習の場が確保されること。
- (3) 男女が、市の諸施策又は事業者等における方針の立案や決定に社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いの理解と協力及び社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の対等な一員としての役割を円滑に果たすとともに、仕事、地域活動、ボランティア活動等家庭生活における活動以外の活動との両立が図られるよう配慮されること。
- (5) 男女が互いの性及び妊娠、出産等について、理解を深め尊重しあうとともに、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態の保持が図られること。
- (6) 男女共同参画のまちづくりは、国際社会の取組と密接な関係にあることから、国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付けるとともに、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画のまちづくりに関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画を推進するため、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、全ての施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 4 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力しなければならない。

(市議会の責務)

第5条 市議会は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、その活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共同して参画する機会の確保及び仕事と家庭生活における活動その他の活動が両立できるような就業環境の整備に努めるなど、市が実施する男女共同参画のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第 8 条 教育に携わる者は、家庭、地域、学校等のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に果たす教育の役割の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(市内に活動拠点を置く団体の責務)

第 9 条 市内に活動拠点を置く自治組織、スポーツ団体、ボランティア団体等は、その活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(補助金を受けるものの責務)

第 10 条 市の補助金を受けるものは、第 6 条から前条までに定める責務のほか、男女共同参画に関する理解を深めるための学習の機会を設けるよう努めなければならない。

(性別を理由とした人権侵害行為等の禁止)

第 11 条 全ての人は、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する心身に及ぶ暴力等の行為により人権を侵害してはならない。

2 全ての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び差別又は男女間における暴力等を連想若しくは助長する表現並びに男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

第 2 章 男女共同参画のまちづくりに関する基本的施策

(推進計画)

第 12 条 市は、男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、朝倉市男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 市は、推進計画を策定又は変更するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

4 市は、毎年 1 回、男女共同参画のまちづくりに関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(配偶者暴力防止基本計画)

第 13 条 市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)に基づく基本計画(以下「配偶者暴力防止基本計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 市は、配偶者暴力防止基本計画を策定又は変更するに当たっては、前条第 2 項及び第 3 項を準用するものとする。

(政策の立案及び決定の過程における男女共同参画)

第 14 条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、当該附属機関等における男女の数がいずれかの性に偏らないよう努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員の職域の拡大及び能力向上の機会の確保に努めること。

(調査研究)

第 15 条 市は、男女共同参画のまちづくりに関する施策を推進するために、情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(教育及び学習の充実)

第 16 条 市は、家庭、地域、学校等のあらゆる教育の場において、男女共同参画に関する教育及び学習の充実を図られるよう努めるものとする。

(支援)

第 17 条 市は、男女共同参画のまちづくりを進めるため、市民及び事業者等に対し、環境整備、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(男女共同参画推進体制)

第 18 条 市は、男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備を図らなければならない。

(相談・対応等)

第 19 条 市は、男女共同参画のまちづくりの推進を阻害する問題等に関する窓口を設置し、市民及び事業者等から相談があった場合は、県及び国の関連機関並びに民間の関係団体との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、前項に規定する措置で問題が解決しない場合は、朝倉市男女共同参画苦情処理委員に苦情及び救済の申出をすることができる。

第 3 章 男女共同参画苦情処理委員

(設置)

第 20 条 市長は、次に掲げる事項を処理するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関(以下「附属機関」という。)として、朝倉市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

(1) 市が実施する男女共同参画のまちづくりに関する施策若しくは措置又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済

2 苦情処理委員の定数は、3 人以内とする。

3 苦情処理委員は、男女共同参画のまちづくりに関する施策に関して優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。ただし、苦情処理委員の数が2人以上である場合においては、男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

(職務)

第21条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 申出又は苦情処理委員の発意に基づき、前条第1項第1号に規定する苦情を処理するための調査又は勧告等を行うこと。
- (2) 申出又は苦情処理委員の発意に基づき、前条第1項第2号に規定する救済を処理するための調査、勧告又は要請等を行うこと。
- (3) 制度改善のための意見を表明すること。
- (4) 勧告、要請又は意見表明等の内容を公表すること。

2 苦情処理委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、苦情処理委員の合議を要する。

(代表苦情処理委員)

第22条 苦情処理委員の互選により、代表苦情処理委員を定める。

2 代表苦情処理委員は、合議事項につき苦情処理委員を代表する。

(任期)

第23条 苦情処理委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(責務)

第24条 苦情処理委員は、男女共同参画及び人権の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(除斥)

第25条 苦情処理委員は、公平かつ公正な職務の遂行に支障を生じるおそれのある場合は、第21条に定める職務に関与することができない。

(兼職の禁止)

第26条 苦情処理委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は苦情処理委員の公平かつ公正な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業等と兼ねることができない。

(守秘義務)

第27条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第28条 市長は、苦情処理委員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えられない場合
- (2) 職務を怠り、又は第24条から前条までの規定に違反した場合
- (3) 苦情処理委員としてふさわしくない行為が明白に認められる場合

(関連機関等との連携)

第 29 条 苦情処理委員は、その職務の遂行に当たっては、市、県及び国の関連機関並びに民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第 4 章 男女共同参画審議会

(設置)

第 30 条 本市における男女共同参画に関する現状及び課題を総合的に検討し、男女共同参画社会の実現を図るため、附属機関として朝倉市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

(1) 男女共同参画のまちづくりに向けた推進計画の策定及び変更に関すること。

(2) 男女共同参画のまちづくりに向けた施策の実施状況の点検・評価に関すること。

(3) その他男女共同参画のまちづくりに向けた事項に関すること。

3 審議会は、前項に掲げる事項について調査審議し、市長に建議することができる。

4 審議会は、市の男女共同参画のまちづくりに関する施策に連携し、協力するものとする。

(組織)

第 31 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係団体代表

(3) 市民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 補則

(委任)

第 32 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条から第 29 条までの規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 28 号)

この条例は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

改正 平成十一年七月 十六日法律第 百二号

同十一年十二月二十二日法律第百六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

改正 平成一六年六月二日 法律第六四号

同一九年七月一日 同第一一三号

同 二五年七月三日 同 第七二号

同二六年四月二三日 同 第二八号

令和元年六月二六日 同 第四六号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な

攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下こ

の条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章にお

いて同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができ、この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相

互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的^{しゅう}差^{しん}恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身邊につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身邊につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第

二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で

定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(平二五法七二・追加)

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則(略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月 五日 同第二四号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家

庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘

案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（令元法二四・一部改正）

第二節 一般事業主行動計画等

（令元法二四・改称）

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定め

るところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（令元法二四・一部改正）

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条繰下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条繰下）

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、

採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、

又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正）

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令元法二四・旧第二十四条繰下）

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（令元法二四・旧第二十五条繰下）

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正）

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（令元法二四・追加）

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正）

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（令元法二四・旧第二十八条繰下）

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正）

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

（令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正）

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

（令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正）

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正）

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

（令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後

も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（令元法二四・一部改正）

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成三十年五月二十三日法律第二十八号

改正 令和 三年六月 一六日 法律第六七号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

（令三法六七・一部改正）

(基本原則)

- 第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

（令三法六七・一部改正）

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（令三法六七・一部改正）

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(令三法六七・一部改正)

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(令三法六七・追加)

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(令三法六七・旧第五条線下・一部改正)

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令三法六七・旧第六条線下・一部改正)

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(令三法六七・旧第七条線下・一部改正)

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令三法六七・追加)

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

（令三法六七・旧第八条繰下・一部改正）

（その他の施策）

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（令三法六七・旧第九条繰下・一部改正）

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年六月一六日法律第六七号）

この法律は、公布の日から施行する。

朝倉市男女共同参画審議会委員名簿

【任期】令和2年7月1日～令和4年6月30日

氏 名	選出団体等	備考
篠 崎 正 美	学識経験者	会 長
藤 原 ひとみ	学識経験者	副会長
徳 永 幸 子	学識経験者	
友 清 基 文	学識経験者	
田子森 英 樹	朝倉市コミュニティ協議会会長会	
星 野 洋 子	朝倉人権擁護委員協議会	
芳 野 直 人	朝倉市民生委員児童委員協議会	
前 田 圭 子	朝倉市小・中学校校長会	
吉 岡 暁	部落解放同盟朝倉地区協議会	
武 井 正 道	朝倉市農業委員会	
宗 史 典	朝倉商工会議所	
徳 田 睦 子	筑前あさくら農業協同組合	
池 田 夏 美	市民（一般公募）	
徳 田 直 弘	市民（一般公募）	

第4次朝倉市男女共同参画推進計画

～共に自立し支えあい みんなが輝く 朝倉市～

令和4年3月発行

【発行】朝倉市 総務部 総合政策課 男女共同参画推進・青少年係

〒838-1592 朝倉市杷木池田 483-1

TEL:0946-28-7595 FAX:0946-63-3569

E-mail:danjo@city.asakura.lg.jp